



一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第10回 定時総会

課題の一つひとつに丁寧に取り組む

開催日時 7月3日(月) 午後3時

場所 日個連会館

地下1階会議室

決議事項

① 令和4年度決算報告

承認の件

② 理事1名選任の件

第86回理事会に続き、第10回定時総会が開催されました。開催にあたり、櫻井会長より次のような話がありました。

「現在、東京都特別区・武三地区の協会所属事業者数は9千名を割っています。多摩地区を入れてかろうじて9千名超えているものの、それも今年中には9千名を割ってしまうと思います。昨年、会費の値上げをさせていただきましたが、会費収入で運営している協会として、人数の減少というのは深刻な問題です。

この打開策として、特例参入枠の活用が大事になってくるのですが、特別区・武三地区では昨年は139の枠に対し22の枠しか埋まりませんでした。少しでも事業者数を減らさないためにも、今年度の枠(昨年度の残った枠に今年度割当分の136の枠を足した253)をできるだけ埋めなければなら

りません。皆さんのご協力を仰ぎながら頑張りたいと思っています。

また、これから始まる一年ですが、10月にはインボイス制度が始まります。我々個人タクシーは、インボイスを発行できる業界として社会に周知されることにより、個人タクシー事業を守りたいと思っています。これも皆さんの協力なくして成し遂げられません。これからもご協力をよろしく願います」

挨拶の後には事故防止コンテスト等の表彰が行われました。その後の審議では、議案は全て全員賛成にて可決承認されました。

第86回 理事会の焦点

開催日時 7月3日(月) 午後2時

場所 日個連会館地下1階会議室

決議事項

① 全国個人タクシー協会関東支部代議員一部変更の件



櫻井会長

理事会冒頭、櫻井会長より「ここ最近、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあります。皆さんお気をつけください。さて、この後の第10回定時総会では、今年度の報告とともに新年度に向けての大切な話し合いになります。よろしく願います」という話がありました。

都内個人タクシー現況 (令和5年7月1日現在)

許可事業者数 9,717名

(特別区、武三9,355名 北多摩130名 南多摩232名)

傘下事業者数 9,307名

(特別区、武三8,950名 北多摩128名 南多摩229名)

※集計方法は運輸行政と異なります。



令和4年度事業報告（一部抜粋）

タクシーを取り巻く情勢は、15年ぶりに実施された特別区・武三交通圏の運賃改定において、14・24%の高い改定率にも拘わらず順調な滑り出しを見せており、実働日車当たりの営業収入はコロナ前に戻ったとも言われています。

協会加入の個人タクシー事業者数は、昨年6月末時点で9980名と所属事業者数がついに1万人を割り込み、令和5年4月末現在では9404名と年間で701名の大幅な減少となっております。正しく危機的状況であり、このまま減少し続けると組織を維持することが

困難な状況となることは明らかであります。

令和3年12月7日開催の第13回協議連総会において「個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージ案」が国土交通省より示され、令和4年3月31日付けで許可の特例的な取扱関係通達が発出されました。特例許可の参入枠として、令和4年度は特別区・武三交通圏で139個、北多摩交通圏で2個、南多摩交通圏で1個と公示されました。新規許可処分となったのは特別区・武三交通圏22件、北多摩交通圏1件、南多摩交通圏1件の合計24件でした。その結果、特別区・武三交通圏では117個、北多摩交通圏1個の参入枠を翌年度に

繰り越すこととなりました。

令和5年度分は、繰越分を含め特別区・武三交通圏253個、北多摩交通圏1個となりますが、申請件数が増えないうとただ参入枠の数字が膨れるだけになってしまいます。一般廃業をお考えの事業者には譲渡への見直し、また、皆様の後輩、知人の法人タクシー運転者に時間を有効に使えるなどの個人タクシーの魅力伝えて新規・譲渡譲受申請希望者を募って行くことが大事だと思います。また、新規許可処分者の中に企業提携個人タクシーが3件含まれていることが、今後の大きな懸念事項です。

令和5年10月にはインボイス制度の

導入が予定されています。公共交通機関としての個人タクシー事業を守るためにも、インボイス制度について適切な判断が求められています。

昨年の総会において、協会の財政基盤の健全化に向け、事業の見直しとともに会費の値上げについて、皆様の承認を得られました。その結果、令和4年度の決算において、想定を上回る事業者数の減少があったにも拘らず、当期正味財産増加額約4776万円、正味財産期末残高約9201万円となり、当面の財政基盤の確保への足掛かりとなりました。ありがとうございます。今後もコストを意識し、皆様が負担した会費を大切に役立たせていただきます。

正味財産増減計算書 令和4年5月1日から令和5年4月30日まで (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取登録料	253,000	268,000	△ 15,000
受取会費	259,532,600	225,666,100	33,866,500
会員受取会費	159,666,950	119,100,550	40,566,400
代務者共済拠出金	0	1,900	△ 1,900
上部団体受取会費	99,865,650	106,563,650	△ 6,698,000
事業収益	6,441,300	4,716,000	1,725,300
研修事業収益	5,683,500	3,930,000	1,753,500
代行業収益	757,800	786,000	△ 28,200
雑収益	4,916,275	10,737,461	△ 5,821,186
受取利息	240	201	39
雑収益	4,916,035	10,737,260	△ 5,821,225
経常収益計	271,143,175	241,387,561	29,755,614
(2) 経常費用			
役員報酬	10,229,280	8,523,500	1,705,780
給料手当	49,506,280	50,086,115	△ 579,835
退職給付費用	2,812,340	2,339,932	472,408
法定福利費	9,145,991	8,900,367	245,624
福利厚生費	508,599	370,685	137,914
会議費	1,795,966	625,905	1,170,061
旅費交通費	10,052,490	9,709,360	343,130
通信運搬費	2,029,603	2,385,925	△ 356,322
減価償却費	4,901,850	4,658,470	243,380
報奨費	666,000	700,000	△ 34,000
消耗品費	963,678	508,048	455,630
委託費	2,715,790	3,781,800	△ 1,066,010
印刷製本費	6,868,556	7,690,576	△ 822,020
賃借料	8,515,872	8,515,872	0
清掃費	190,525	188,311	2,214
光熱水料費	520,258	498,483	21,775
リース料	282,480	585,230	△ 302,750
ソフト費	1,225,312	561,242	664,070
表彰費	981,543	866,211	115,332
共済給付金	6,400,000	7,300,000	△ 900,000
花環代	960,000	1,095,000	△ 135,000
対外活動費	146,207	39,380	106,827
広告宣伝費	243,952	1,030,000	△ 786,048
新聞図書費	209,858	251,748	△ 41,890
諸負担金	354,800	225,600	129,200
顧問料	550,000	550,000	0
慶弔費	46,500	0	46,500
交通援助賛助金	100,000	200,000	△ 100,000
租税公課	16,900	21,800	△ 4,900
上部団体会費	99,865,650	106,563,650	△ 6,698,000
雑費	507,752	159,397	348,355
経常費用計	223,314,032	228,932,607	△ 5,618,575
当期経常増減額	47,829,143	12,454,954	35,374,189
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	47,829,143	12,454,954	35,374,189
法人税等	70,036	70,030	6
当期一般正味財産増減額	47,759,107	12,384,924	35,374,183
一般正味財産期首残高	44,249,626	31,864,702	12,384,924
一般正味財産期末残高	92,008,733	44,249,626	47,759,107
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	92,008,733	44,249,626	47,759,107

港区より
改善要請

路上喫煙及びポイ捨て禁止について

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止（指定喫煙場所を除く）等が定められています。特に下記31カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、たばこのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

みなとタバコルールについて（抜粋）

1. 公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。

2. 公共の場所（指定喫煙場所を除く）において、喫煙をしてはならない。

3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように、配慮しなければならない。

【苦情場所】

- 都立芝公園内 指定喫煙場所付近
- 大門駅A6出口 指定喫煙場所付近
- スタジアム通り・秩父宮ラグビー場付近
- 愛育病院と新芝運河沿い緑地の間の道路
- 港南3丁目遊び場と軽自動車協会の間の路上
- 将監橋の上
- 三田いきいきプラザ付近
- 芝公園野球場付近
- 網代公園付近
- 六本木西公園前
- 古川橋児童遊園前
- 明治学院付近
- 白金台4・5丁目プラチナ通り
- 白金台5・10首都高架下
- 亀塚公園前
- 夕風橋遊び場付近
- 品川インターシティ付近
- 氷川神社境内遊び場付近
- 高橋是清翁記念公園付近
- 都立青山公園付近
- 東京都青山霊園付近
- 白金高輪駅3番出口前 指定喫煙場所付近
- 田町駅東口タクシー乗り場
- 品川駅港南口タクシー乗り場



安全第一、法令順守の営業を

令和5年6月1日付け期限更新の許可期限1年連続者について

今回の更新者は1334名で、更新後の許可期限の内訳は5年200名、3年378名、2年83名、1年642名、定年を迎える最終更新27名、補正事項ありによる処分保留4名でした。

また、264名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、4回連続の8名、3回連続の17名に対しては

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限（内訳）				
	5年	3年	2年	1年	定年（最終更新）
1,330	200 (15.0%)	378 (28.4%)	83 (6.2%)	642 (48.3%)	27 (2.0%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、要補正等による保留者4名あり。

許可期限1年連続者（特別研修対象者）

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
202	37	17	8	0	264

当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。より一層の安全運転を心がけてください。

不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

発生月	警告事案	処分事案	処分事案（加重）	合計
令和5年4月	6	1	1	8
令和5年5月	6	0	0	6

処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和5年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	城北支部	N・H	R5.4.5	新橋駅東口バス停	進入禁止無視		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和5年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

令和5年6月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	荒川支部	A・S	R5.3.10	新幸橋周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止 講習1日
都営協	足立支部	S・K	R5.4.19	新橋駅東口バス停	進入禁止無視	加重	表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和5年6月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

所属団体

享年 病名

- 氏名 梅原幸樹 (東個協・葛飾第二) 47 虚血性心疾患
- 岸野美智雄 (東個協・練馬) 56 心筋梗塞
- 伊坂信一 (東個協・武三) 61 多臓器不全
- 井上隆久 (東個協・目黒第二) 62 肺癌
- 野口一英 (都営協・江戸川) 76 左胸腔内出血
- 形川章 (都営協・事業団) 72 心不全
- 6月 橋本忠衛 (東個協・江戸川第二) 73 慢性閉塞性肺疾患
- 長谷川貴之 (東個協・都心) 51 多臓器不全
- 高平尚之 (都営協・東) 62 脳梗塞
- 佐野正美 (都営協・板橋) 74 心不全
- 宮崎竜也 (都営協・交友) 49 気管支喘息
- 平田富士男 (都営協・新東京) 56 脳幹出血
- ご冥福をお祈り申し上げます

譲渡譲受認可書交付式

個人タクシーという魅力を発信する先導者に

6月14・15日の2日間にわたり、午後3時45分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書及び認可書交付式」が行われ、東京では新たに100名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局栗田英樹次長から、以下の言葉がありました。

「これまで度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う緊急事態宣言の発出で、未だ予断を許さない状況が続きますが、5月8日から感染症

法に基づく分類が「5類感染症」に引き下げられまして、行動制限も緩和されるなど、徐々にですが先行きに明るさも見え始めてきました。

そのような中で皆様方は新たな船出をすることになりますが、公共交通としての役割を果たしていただくため、

車内のこまめな消毒や運行中の換気等、感染拡大防止対策の徹底を引き続きお願いし、またご自身も十分に注意され、感染しない、させない、ということをお心掛けていただくようお願いしたいと思います。

います。そして皆様には、

一、道路運送法等の関係法令の他、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルや各ガイドラインに沿って、ご自身の健康増進・管理を確実に実施しまして、誰もが安心して利用できる公共交通機関として一人ひとりが安全のプロフェッショナルとしての高い意識を持ってハンドルを握っていただく

くこと。
二、一人ひとりが優秀適格者としての自覚を持って業務を遂行していただくこと。

三、個人タクシーならではの利用者ニーズに対応した、様々なサービスの提供に努め、また社会貢献といった観点からも、地域の防犯への協力等にも取り組んでいただきまして、タクシードライバードラという職業が魅力あるものとなるよう、個人タクシー事業者となられる皆様が模範となって、取り組んでいただくこと。

以上3つをお約束いただき、誇りと自覚を持って営業にあたって業界の模範としてタクシー事業の発展に貢献されますようお願いいたします」

東個協・北支部
樺沢 晃さん (38歳)

一度は挑戦したいと思いつつ、コロナ禍で断念していたところ、知人がその間に個人タクシーになっていたのを、話を聞いて挑戦することを決意しました。友人や先輩方には試験の事、個人タクシーの良い所などを教えていただいたので、勉強中もモチベーションが上がり、本当に助かりました。そして家族も個人になりたいと言った自分を反対もせず、その決断を後押しして応援してくれて、とてもありがたかったです。

良くないイメージを持たれることもある個人タクシーですが、自分としては法人時代と変わらず、明るく丁寧な接客を当たり前でできる個人タクシー事業者として、頑張りたいと思います。そしてお客様にとってどのような接客が喜ばれるのか、常に考えながら乗務をしていきたいと思っています。

都営協・事業団支部
浅沼 弘之さん (39歳)

前職が公務員（警察官）だったので、元々運転することが好きでマイペースな性格がタクシーという仕事に合っているのではと思い、この業界に入りました。そのうち個人タクシーになった先輩から誘われ、仲良くしていた法人会社の方からも「個人タクシーになるのは大変なんだよ。30代でなるなんてすごい事だよ」と応援していただき、個人を目指すようになりました。

仕事については、前職の上司から「基本の徹底、基本の再確認、基本の励行」と、基本の大切さを教えていただいてから、常に慢心せず基本を忠実に行うことを心がけています。個人タクシーになってからも無事故・無違反・無苦情で、自分の体調管理をしっかりとしながら頑張りたいと思っています。

